

保険証の正しい使い方四カ条

一

受診のときは毎回必ず保険証を提示しましょう

保険証の有効期限は会社の退職当日まで、または75歳の誕生日の前日までです。

- 治療中に、退職・転職などで保険証が変わった場合は、速やかに医療機関の窓口へお申し出ください。

二

退職した場合・扶養家族でなくなった場合は保険証を返却しましょう

その後の健康保険加入のためにも、勤務していた事業所へ速やかな返却が必要です。

三

仕事中・通勤途中のケガや病気には、保険証は使用できません

仕事中および通勤途中のケガや事故は職場を通じて労働基準監督署にご相談ください。

四

交通事故によるケガ等で保険証を使用する際は、届出が必要です

交通事故や他者の行為で生じたケガにより、医療機関を受診する場合は、協会けんぽへ速やかな届出が必要です。

協会けんぽからのお願い

- ◆日頃から、かかりつけの医師（ホームドクター）を決め、一貫した治療を心がけましょう。
- ◆不用意な夜間受診は、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたします。急病でない限り、できるだけ診療時間内に受診しましょう。

資格喪失日（退職日の翌日・任意継続資格喪失日・被扶養者でなくなった日）以降、健康保険証は無効となりますので、お手元にある健康保険証は使用することができません。無効となった健康保険証（協会けんぽから発行されている全ての健康保険証）は、誤って使用しないよう速やかに事業主に返却しましょう。

もしも資格喪失後に誤って健康保険証を使用してしまった場合には・・・

退職等により健康保険の資格がなくなった後に、誤って協会けんぽの健康保険証を使用し医療機関を受診することは、 unnecessary 医療費の増加にも繋がり健康保険料率にも大きな影響を及ぼしかねません。

そのため受診された医療費の保険負担分（総医療費の7割から9割）を、資格喪失等された方へ直接返還請求し返納していただきます。

○協会けんぽより「療養の給付の不支給及び返還について」の通知書と納付書をご自宅に送付いたします。

○通知書・納付書が届いたら、記載されている期日までにコンビニまたは郵便局で返納金を速やかにお支払ってください。

なお、ご返納が確認できない場合には、当協会の職員が電話連絡及びご自宅にお伺いすることがございます。また、度重なる催告においてもご返納いただけない場合にはやむを得ず裁判所へ支払督促の申立て等を行い、法的手続きを経て強制執行（給与、預貯金等の差押え）を実施しております。

ご返納いただいた医療費の請求

ご返納いただいた後に、受診日に資格のある国民健康保険・健康保険組合等から給付を受けられる場合があります。正式な手続き方法については、資格喪失後に加入している市町村国民健康保険窓口、勤務先の健康保険組合等へご確認ください。